

中小企業等経営強化法について

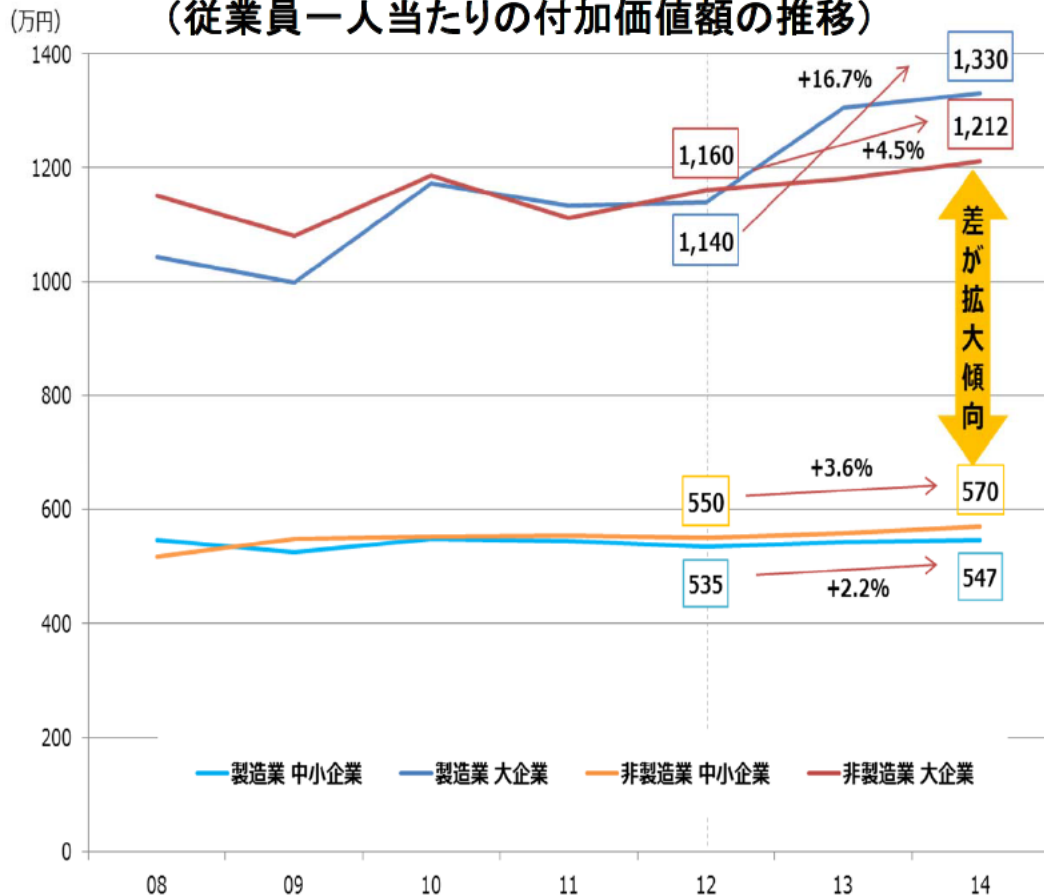
平成29年6月

中小企業庁

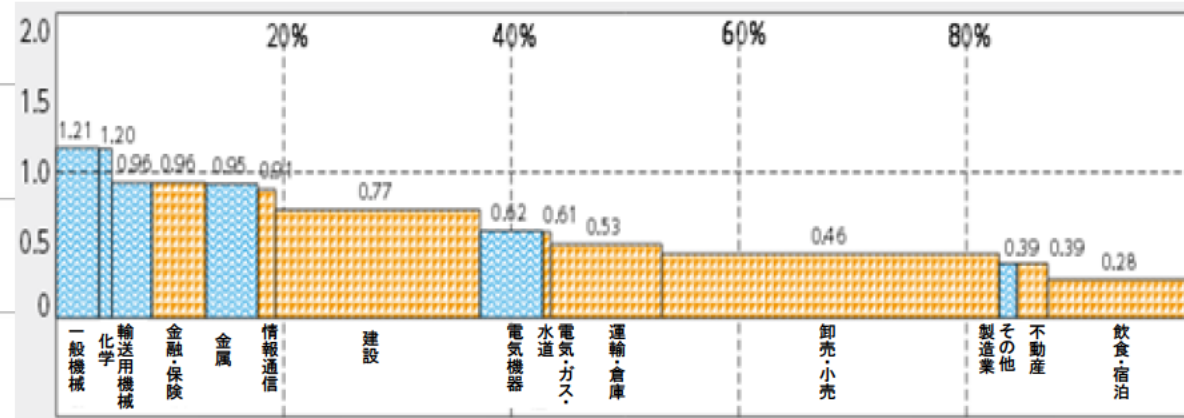
1.背景～中小企業・小規模事業者の生産性

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。
- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図ることが必要。

大企業と中小企業の労働生産性の格差
(従業員一人当たりの付加価値額の推移)



日本の産業別の労働生産性
(米国=1)
2000～2006年平均



(出典) GGDC(Groningen Growth and Development Center)より
厚生労働省労働政策担当参事官室作成

2. 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。

認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

〔中小企業・小規模事業者
中堅企業〕

申請を
サポート

事業分野別
経営力向上推進機関

例

- ・事業者団体
- ・同業者組合 等

普及啓発
人材育成

※事業分野別指針が策定されていない分野においては
基本方針に基づいて申請が可能。

経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・土業等の専門家

3. 固定資産税の特例

- 中小企業者が取得する新規の機械装置等について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。

適用期間

【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】

特例対象・内容

制度



策定

経営力向上計画
(設備投資・人材育成・経営手法改善等)

認定

事業所管
大臣

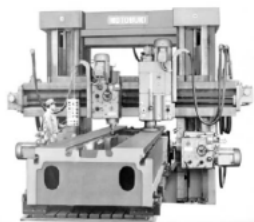
記載された

経営力向上設備

特例措置

(生産性向上設備に係る)
固定資産税の特例
1/2軽減 (3年間)

<対象設備の例>



金属加工機械



セルフレジ



空調設備



冷蔵陳列棚

【対象設備】

- 中小企業者が**認定計画**に基づき、平成30年度末までに取得する**一定の機械装置、器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具**
- **生産性を高める設備**が対象 (H29年・30年に**新規取得**)

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(工業会等による確認)

- ◆機械・装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具・備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)

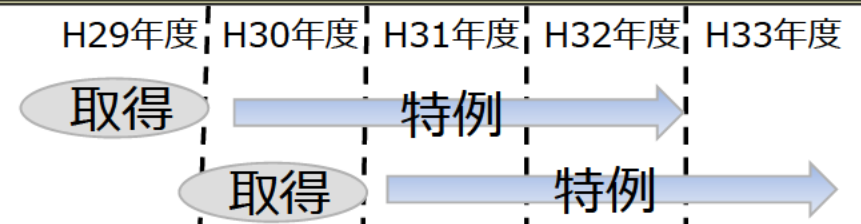
【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、**3年間 1/2に軽減**。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → **全ての業種**
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → **対象業種**

※機械装置については、**全国・全業種対象**。



※例：平成29年に取得した設備は、平成30年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成30、31、32年度の3年間固定資産税が軽減されます。

4. 中小企業経営強化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

【適用期間：平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備 (取得価額／販売時期)	◆機械・装置(160万円以上／10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ◆器具・備品(30万円以上／6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外

5. 金融支援措置

- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

① 商工中金による低利融資 中堅クラス向け 中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

② 中小企業信用保険法の特例 中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大 ※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

④ - 1 日本政策金融公庫による低利融資 中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられる。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準利率：中小企業事業1.21% 国民事業1.76%（平成29年6月現在）

④ - 2 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受けられる場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証 中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

6. 事業分野別経営力向上推進機関について

- 中小企業者等による生産性向上の取組を普及拡大を行う任務を持つ機関として、「事業分野別経営力向上推進機関」を新設。
- 人材育成を行った場合には、労働保険特会から能力開発事業として助成できる。
- (独) 中小企業基盤整備機構からの専門家の派遣を受けることができる。

